



は、年7.3パーセントの割合)とします。)」に改める。  
 別記第52号様式中「第53条第42項」を「第53条第52項」に改め、同様式注を削る。  
 別記第52号様式の2中「第53条第43項」を「第53条第53項」に改め、同様式注を削る。  
 別記第53号様式注、別記第55号様式注、別記第62号様式注及び別記第62号様式の2注を削る。  
 別記第62号様式の3から別記第62号様式の8までの規定中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改める。  
 別記第63号様式注、別記第64号様式注、別記第65号様式注及び別記第66号様式注を削る。  
 別記第69号様式中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。  
 別記第73号様式中

耐震基準不適合既存住宅の取得年月日	年 月 日	耐震基準不適合既存住宅の改修年月日	年 月 日
-------------------	-------	-------------------	-------

を  
「

耐震基準不適合既存住宅の取得年月日	年 月 日	耐震基準不適合既存住宅の改修完了年月日	年 月 日	当該住宅への居住開始年月日	年 月 日
-------------------	-------	---------------------	-------	---------------	-------

」

に改める。  
 別記第73号様式の2(裏面)中  
 「(1) 高知県税条例第83条第1項第1号に該当する場合  
 住宅を新築したことを証明することができる書類(建築基準法(昭和25年法律第201号)による検査済証の写し、建物表示登記申請書の写し、登記事項証明書等)」  
 を  
 「(1) 高知県税条例第83条第1項第1号に該当する場合  
 ア 住宅を新築したことを証明することができる書類(建築基準法(昭和25年法律第201号)による検査済証の写し、建物表示登記申請書の写し、登記事項証明書等)  
 イ 新築した住宅が所在する土地の登記事項証明書(住宅の新築時以降の全部事項証明書であるもの)」  
 に改める。  
 別記第78号様式の2(裏面)中  
 「(1) 高知県税条例第83条第1項第1号に該当する場合  
 住宅を新築したことを証明することができる書類(建築基準法(昭和25年法律第201号)による検査済証の写し、建物表示登記申請書の写し、登記事項証明書等)」  
 を  
 「(1) 高知県税条例第83条第1項第1号に該当する場合  
 ア 住宅を新築したことを証明することができる書類(建築基準法(昭和25年法律第201号)による検査済証の写し、建物表示登記申請書の写し、登記事項証明書等)  
 イ 新築した住宅が所在する土地の登記事項証明書(住宅の新築時以降の全部事項証明書であるもの)」

に、  
 「(ア)耐震基準適合証明書(当該住宅の取得の日から6月以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限ります。)  
 (イ)住宅性能評価書の写し(当該住宅の取得の日から6月以内に評価されたもので、日本住宅

性能表示基準別表2-1の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限ります。)  
 (ウ)既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(平成26年国土交通省告示の3イ又はロに掲げる要件に適合する保険契約であって、当該住宅の取得の日から6月以内に締結されたものに限ります。)が締結されていることを証する書類」  
 を  
 「(ア) 耐震基準適合証明書(当該住宅の取得の日から6月以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限ります。)  
 (イ) 住宅性能評価書の写し(当該住宅の取得の日から6月以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準別表2-1の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限ります。)  
 (ウ) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(平成26年国土交通省告示の3イ又はロに掲げる要件に適合する保険契約であって、当該住宅の取得の日から6月以内に締結されたものに限ります。)が締結されていることを証する書類」  
 に改める。

**附 則**  
 (施行期日)  
 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第48条第1項並びに別記第69号様式、別記第73号様式、別記第73号様式の2(裏面)及び別記第78号様式の2(裏面)の改正規定並びに次項の規定は公布の日から、別記第12号様式の3の2、別記第12号様式の4及び別記第12号様式の7並びに別記第24号様式(裏面)の改正規定は令和3年1月1日から施行する。(経過措置)  
 2 この規則による改正前の高知県税規則別記第69号様式、別記第73号様式、別記第73号様式の2及び別記第78号様式の2は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第873号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和2年11月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 男子及び女子（令和3年3月及び4月採用予定）
  - (1) 募集期間  
随時（最終期限は、令和2年12月11日（金））
  - (2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	令和2年12月12日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 2 問い合わせ先  
自衛隊高知地方協力本部  
電話番号088-822-6128  
ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

**高知県告示第874号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年11月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町茅吹手字下家186の5
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第875号**

土佐市宇佐町宇佐の一部地区、吾川郡いの町加田の一部地区並びに高岡郡佐川町乙、加茂及び岩目地の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和2年11月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査を行った者の名称
  - (1) 土佐市
  - (2) いの町
  - (3) 佐川町
- 2 調査を行った地域及び時期
  - (1) 土佐市宇佐町宇佐の一部  
平成27年度及び平成28年度
  - (2) 吾川郡いの町加田の一部  
平成29年度及び平成30年度
  - (3) 高岡郡佐川町乙、加茂及び岩目地の各一部  
平成27年度から平成30年度まで
- 3 成果の名称
  - (1) 土佐市地籍図及び地籍簿
  - (2) いの町地籍図及び地籍簿
  - (3) 佐川町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日  
令和2年11月13日

**高知県告示第876号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和2年11月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市領家字石神	前	2.7 }	158

111番3から 高知市領家字石神 111番11まで		8.4	
	後	6.9 } 8.4	158